

筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会 規 約(案)

(名 称)

第1条 本会議は、「筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、平成29年7月九州北部豪雨により、土砂や流木の流出等により激甚な被災を受けた筑後川中流部右岸の支川に関し、その被災実態を把握・分析するとともに、これら支川の治水・砂防計画を立案するにあたって、赤谷川流域をモデル河川として技術的な課題の整理・検討を行い、河川事業・砂防事業が連携した復旧に必要な基本的な考え方をとりまとめることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 平成29年7月九州北部豪雨による筑後川中流部右岸の支川の災害概要、被災状況、発生流量、発生土砂量、発生流木量等の整理
- 二 発生土砂の流出抑制方策の検討
- 三 土砂を考慮した赤谷川の河道整備方策の検討
- 四 効果的な河川事業・砂防事業の連携方策の検討
- 五 連携方策を踏まえた地域の安全性確保方策の検討
- 六 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の組織構成)

第4条 委員会は、専門的な知識を有する、別表に掲げる学識者等で構成する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 7 行政委員については、代理出席を認める。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員(学識者等)の半数以上の出席をもって行うものとする。

(情報公開)

第6条 委員会は、報道機関による冒頭カメラ取りを可とし、会議終了後、事務局より概要説明を行うこととする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、九州地方整備局河川部河川計画課、福岡県県土整備部河川課及び砂防課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

第9条 本規約は平成29年9月〇日から適用する。

(学識者等)

【別表】

秋山 壽一郎	九州工業大学 教授	河川工学 水工水理学
小松 利光	九州大学 名誉教授	河川工学 水理学
地頭菌 隆	鹿児島大学 農学系 教授	砂防学
橋本 晴行	元 九州大学 教授	河川工学 土砂水理学
水野 秀明	九州大学大学院 農学研究院 准教授	土砂災害対策
安福 規之	九州大学大学院 工学研究院 教授	地盤工学
矢野 真一郎	九州大学大学院 工学研究院 教授	水工学
板垣 修	国土技術政策総合研究所 水害研究室長	水害対策
萱場 祐一	国立研究開発法人 土木研究所 自然共生研究センター 上席研究員	河川生態
桜井 亘	国土技術政策総合研究所 砂防研究室長	砂防学
澤野 久弥	国立研究開発法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 水災害研究 グループ長	河川工学 水災害リスクマネジ メント
諏訪 義雄	国土技術政策総合研究所 河川研究室長	河川工学

【学識者・専門家ごと50音順 敬称略】

(行政委員)

竹島 睦	九州地方整備局 河川部長
山本 巧	福岡県 県土整備部長
船橋 昇治	筑後川河川事務所長
鬼塚 明文	福岡県 朝倉県土整備事務所長

【敬称略】

(オブザーバー)

後藤 利彦	大分県土木建築部 河川課長
中野 信哉	福岡県朝倉市 副市長
岩橋 忠助	福岡県東峰村 副村長
大塚 勇二	大分県日田市 副市長

【敬称略】

筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会 運営要領(案)

(目的)

第1条 本運営要領は、筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会規約（平成29年9月〇日付け）第8条に基づき、筑後川右岸流域 河川・砂防復旧技術検討委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

(議事要旨)

第2条 委員会の議事については、事務局が議事要旨を作成し、出席した委員の確認を得た後、ホームページ（以下「HP」という。）にて公開するものとする。

(委員会の公開について)

第3条 委員会は、報道機関による冒頭カメラ取りを可とし、会議終了後、事務局より概要説明を行うこととする。

(委員会資料の公表について)

第4条 委員会で委員に配布された資料については、個人情報を含むなど公表することが適切でない資料を除き、速やかに HP で公表するものとする。

(雑則)

第5条 本運営要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

(附則)

第6条 本運営要領は平成29年9月〇日から適用する。